壱岐市一般介護予防事業運営業務に係る公募型プロポーザル募集要領

本要領は、壱岐市が実施する一般介護予防運営業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

１　業務概要

１）事　業　名　壱岐市一般介護予防事業運営業務

２）目　　的　高齢者がフレイル対策等の介護予防活動を通じて介護予防教室の会場に足を運び、高齢者が自主的に健康維持・介護予防に取り組める環境づくりを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会をめざしています。そのため、市内で介護予防に関する小規模教室の企画・運営を行う事業者を公募します。

３）内　　容　別紙仕様書のとおり

４）業 務 場 所　壱岐市内

５）履 行 期 間　契約締結日から令和８年３月３１日

６）契約上限額（消費税及び地方消費税の額を含む）　１，０５０，０００円

２　スケジュール

１）募集要領の公表　　令和７年１０月１７日（金）

２）質問の受付締切　　令和７年１０月２４日（金）
※様式第２号

３）質問に対する回答期限　令和７年１０月２８日（火）

４）参加表明書提出期限　　令和７年１０月３１日（金）午後５時
※様式第１号

５）企画提案書提出締切　　令和７年１１月１１日（火）正午必着

６）審査　　令和７年１１月１８日（火）予定

７）審査結果の通知　　令和７年１１月２５日（火）

８）契約締結　　令和７年１２月　１日（月）予定

３　参加資格要件　次の要件をすべて満たす個人及び法人等

１）　令和７年度壱岐市競争入札参加資格名簿の「介護関係」に登録されている者または、参加表明書提出時までに登録している者

２）　参加表明書提出日において、「壱岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成１６年壱岐市訓令第２９号）」に基づく指名停止措置を受けていない者

３）　この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、壱岐市の競争入札参加停止等措置要領等に規定する措置要件に該当しない者であること。

４）　地方自治法施行例第１６７条の４に規定する者に該当しない者

５）　会社更生法に基づく更正手続き開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

６）　壱岐市契約等における暴力団等の排除措置に関する要領（平成２４年壱岐市告示第８５号）第４条第１項の規定に該当しない者

７）　市税を滞納していない者であること

８）　消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

４　提出書類

１）参加表明書　※様式第１号　　令和７年１０月３１日（金）午後５時

２）事業提案書（様式任意）　　令和７年１１月１１日（火）正午必着

（例）A4　１０ページ内）

①教室テーマ・具体的なプログラム案

②開催回数・会場案・募集方法

３）事業費見積書（任意様式）　　令和７年１１月１１日（火）正午必着

４）会社概要・団体概要（任意様式）　令和７年１１月１１日（火）正午必着

５　申請方法

必要書類を以下へ郵送または持参

〒811-5392 壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

壱岐市役所 保健環境部 長寿支援課 地域包括支援センター（芦辺庁舎）

電話：0920-45-1197

6　審査方法

企画提案書等により、審査委員が別に定める選定要領に基づき、公平に評価を行う。プレゼンテーションは行わないが、個別にヒアリングは行う場合がある。そのうえで、評価点の合計点が最も高い者を随意契約の相手方となる優先交渉権者の候補者として選定する。

但し、参加者が１者の場合は、審査の評価点合計に最低基準を設け、基準を下回った提案は選定しないものとする。

7　評価基準及び評価点、評価方法

１）評価基準及び評価点

評価項目	評価内容	評価点
企画力	・提案内容の企画力（先進性や独自性、多様性、趣向性、革新性などの観点から、提案内容に創意工夫がみられるか）は優れているか ・対象者（高齢者）の需要があるか ・社会活動への参加が積極的でない高齢者の集客は見込めるか（広報・周知の方策）	２０点
介護予防の継続性	・生活習慣に取り入れやすい等自宅においても活用・継続できるような工夫があるか ・参加者による自発的な介護予防の取組継続へ繋げるための具体的な取組があるか	２０点
業務実施体制	・安全かつ円滑に規格を実行する体制が整備されているか ・実施場所は確保できるか ・対象者の移動手段は確保（送迎を含む）されているか	１５点
実績	・提案内容と同様の企画を実行する体制が整備されているか ・行政の委託業務（介護関係に限定しない）を履行したことがあるか	１５点
地域性	・壱岐市内に住所を有する者か ・地域との連携など、壱岐市内での地域貢献はあるか	１５点
費用対効果	・見積価格は提案上限と比較して打倒か（実施回数等の見積の考え方を含む） ・提案内容を通じて高齢者の身体的、精神・心理	１５点

	的、社会的な側面からの介護予防が効果的に図られるか	
合　　計		１００点

２）評価方法

配点	大変優れている	優れている	業務の目的を達成するのに最低限の基準を満たしている	劣る	大変劣る
２０点	２０点	１６点	１２点	８点	４点
１５点	１５点	１２点	９点	６点	３点

８　その他

１）提出書類の作成、提出等に要する経費は提案者の負担とする。

２）提出された書類は返還しない。

３）審査結果に関する質問には一切回答しない。